



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年2月13日火曜日 第1835号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可（2件）.....	169
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	169
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	171
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	171
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	172
保安林予定森林にする旨の通知（3件）.....	172
解除予定保安林.....	175
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	175
道路の位置の指定.....	175

公 告

家畜商講習会の開催.....	175
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	177

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定（2件）.....	177
-------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合の規約の変更を許可した。
平成19年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されること並びに水防法及び消防組織法が一部改正されたことに伴う所要の変更

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月5日

○愛媛県告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山市、東温市共有山林組合の規約の変更を許可した。
平成19年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

- (1) 松山市住居表示の一部変更に伴う議員選出区域の変更
- (2) 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴う所要の変更

2 規約変更年月日

平成19年4月1日
3 規約変更許可年月日
平成19年2月5日

○愛媛県告示第236号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

クラレ西条株式会社
西条市朔日市 892 番地
代表取締役 広瀬 靖弘

2 事業場の名称及び所在地

クラレ西条株式会社
西条市朔日市 892 番地

3 特定施設に関する事項

- (1) ポパール洗浄施設No.3

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第46号 イ水洗施設	
特定施設の能力	1日当たり5トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,500 最大 2,000
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 5

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 50 最大 80

(2) ボパール洗浄施設No.4

特定施設の種 類	政令別表第1第46号 イ水洗施設	
特定施設の能 力	1日当たり8トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,100 最大 2,700
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 135 最大 155	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 嫌気処理施設

設 置 年 月 日	平成9年3月18日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理
処 理 施 設 の 型 式	嫌気処理
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 19メートル 横 22.3メートル 高さ 8.5メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり800立方メートル処理

汚水等の処理の方式	酸生成及びメタン発酵		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0 最大 5.0~8.0	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,425 最大 2,995	通常 243 最大 300
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.1 最大 30	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.3 最大 33	通常 26 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1	通常 4.6 最大 10
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 447 最大 638	通常 447 最大 638

備考 新設する特定施設から発生する汚水は、嫌気処理施設の処理能力を増強して処理する。処理後の汚水等は、ばっき凝集沈殿処理施設で再処理する。

(2) ばっき凝集沈殿処理施設

設 置 年 月 日	昭和11年7月11日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	ばっき、中和、凝集及び沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 230メートル 横 24メートル 高さ 3.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり30,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	ばっき、中和、凝集及び沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 26.4 最大 44.5	通常 25.1 最大 42.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 30	通常 5.5 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.1 最大 30	通常 6.1 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.5 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 11,747 最大 14,128	通常 11,747 最大 14,128

	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.3 最大 9.9
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 55,480 最大 67,250

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口No.1

備考 この他に、雨水排水口が4箇所ある。

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
------------	---------------	--------------------------

○愛媛県告示第237号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500169	有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町二丁目2-22	八 田 康 次	行動援護	光ライフサポート	新居浜市喜光地町一丁目6-35	平成19年 2月1日

○愛媛県告示第238号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジグラン松山	松山市宮西1丁目2-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 1月23日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか33者	株式会社フジほか33者	平成15年 5月15日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労

政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 239 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
フジ伊予店	伊予市米湊字安広728番地3	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 1月23日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか10者	株式会社フジほか7者	平成16年 1月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 240 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西条市丹原町長野、高松及び石経地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備事業・長野地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年 2月14日から 3月13日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第 241 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

東温市井内字タルガ谷乙 745 の 2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市東川町乙45の1

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町父野川乙207の3、露峰乙1000、乙1001、乙1272の2、乙1273

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町笠方 961、964の1、965の1、965の2、969の1、969の2、970の1、972の1、973の1、974の1、975の1、976、979の1、1003の1、1006、1007、1959、2001、2002、2606の1、2823の1、2828、2829、2836

(2) 指定の目的
水源のかん養

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 242 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の規定により告示する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市中山町栗田乙 282 の 1

(2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市中山町栗田乙 854 の 1、乙 857、乙 858、乙 888 の 1、乙 895 の 5

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中山町栗田乙 857・乙 858・乙 895 の 5 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市中山町栗田乙1049

(2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町上灘字柳ノ谷癸 235 の 2、癸 235 の 9

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柳ノ谷癸 235 の 2・癸 235 の 9 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予郡砥部町川登3868、3870の1、3870の2、3871、3872、3994
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予郡砥部町総津1901、1902
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに伊予市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第243号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市上唐川字日ノ路乙53の5、乙53の6、乙53の8、乙53の12、乙53の13、乙53の17
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市上唐川字日ノ路乙53の14から乙53の16まで
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市両澤字長崎甲33、甲34の1、甲34の2、甲35の1、甲36、甲37、甲38の1、字長通甲40、字大山乙12、乙14、乙15、乙17、乙18、乙20から乙22まで、乙23の1、乙24、乙25、乙26の1、乙27の1、乙27の2、乙28、乙29
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大山乙20・乙28(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字長崎甲33、甲34の1、甲34の2、甲35の1、甲36、甲37、甲38の1、字長通甲40、字大山乙14、乙15、乙17、乙18、乙27の1、乙27の2、乙29
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市両澤字大山乙47の1、乙49の1、乙50から乙53まで、乙55、乙56の1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市上唐川字鎌谷甲584、字カマ谷乙226、平岡字スミト

コ 224

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字大宿2204の1、2205、2206、2211の1、2211の2、2212の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大宿2211の1・2211の2・2212の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに伊予市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 244 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

南宇和郡愛南町深浦 184（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 245 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削引野242番 2 地先から 同町弓削引野119番まで	旧	メートル 4.0~14.0	キロメートル 0.114	
			新	7.0~17.0	0.114	

○愛媛県告示第 246 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市田口字巡山乙 503 番 2 の一部及び乙 503 番37

2 申請人の住所氏名

大洲市東大洲 216 番地12

有限会社山本ホームズ 代表取締役 山本 五園

3 図面省略

公 告

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法（昭和24年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 開催の日時

平成19年 3月 7 日（水）8 時30分及び 3月 8 日（木）8 時30分

2 開催の場所

松山市一番町四丁目 4 - 2 県庁第二別館 5 階 第 7 会議室

3 受講手続

受講希望者は、平成19年 2月23日（金）までに、次に掲げる書類を所轄地方局に提出しなければならない。

(1) 家畜商講習会受講願書（別記様式）

(2) 住民票抄本 1 通

4 教材

講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

平成 年 月 日

愛媛県知事 加戸守行 様

現 住 所

職 業

(ふりがな)

氏 名

生年月日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係書類を添えて願います。

愛媛県収入証紙 3 , 1 3 0 円

相当額はり付け場所

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 2月 2日	NPO法人 ファインサポート・パピエ	原 田 佳 代	今治市南鳥生町三丁目 3 番36号	この法人は、障害者・障害児・高齢者等に対して、自立支援・生活支援活動や文字情報を中心とした情報提供事業を行うとともに、地域社会に対するノーマライゼーションの啓蒙活動等を行いながら、障害者・障害児・高齢者等の社会参加の促進と生きがいの創生及び、すべての人が地域社会で共生すること、並びにコミュニケーションの活性化による温かい社会づくりを目指すことによって、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年 2月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
特別養護老人ホーム	社会福祉法人回生会特別養護老人ホーム伊予千寿苑	西条市飯岡3383番地

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年 2月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
軽費老人ホーム	社会福祉法人心生会ケアハウスオリーブ	四国中央市三島金子二丁目 5 番23号